

2011 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都
特定テナント等事業者	東京青果(株)
特定テナント等事業者	東京荏原青果(株)
特定テナント等事業者	東京神田青果市場(株)
特定テナント等事業者	(社)大田市場協会

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場大田市場										
事業所の所在地			東京都大田区東海三丁目2番1号										
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く				地方公務					
		産業分類名	地方公務										
	事業所の種類	主たる用途	物流										
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあっては熱供給先面積)				前年度末		256,531	m ²	基準年度		232,664	m ²
		用途別内訳	事務所	前年度末		42,397	m ²	基準年度		42,397	m ²		
			情報通信	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			放送局	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			商業	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			宿泊	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			教育	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			医療	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			文化	前年度末			m ²	基準年度			m ²		
			物流	前年度末		187,807	m ²	基準年度		163,940	m ²		
駐車場	前年度末		26,327	m ²	基準年度		26,327	m ²					
工場その他上記以外		前年度末			m ²	基準年度			m ²				
事業の概要			生鮮食料品（水産物・青果物）を販売するために、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき農林水産大臣の許可をうけて都が開設する市場。										
敷地面積			323,833 m ²										

平成23年5月改正版

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東京都中央卸売市場大田市場管理課電気係	
	連絡先	電 話 番 号	03-3790-8307
		ファクシミリ番号	03-3790-6541
		電子メールアドレス	S0000684@section.metro.tokyo.jp
公表の 担当部署	名 称	東京都中央卸売市場管部市場政策課	
	連絡先	電 話 番 号	03-5320-5743
		ファクシミリ番号	03-5388-1590
		電子メールアドレス	S0000659@section.metro.tokyo.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☒ ホームページで公表	アドレス :	http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	☒ 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		所在地 :	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間	9:00~17:00
	☐ 冊 子	冊子名 :	
		入手方法 :	
	☐ そ の 他		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	☒ 平成18年3月31日以前				
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		☐ 平成18年4月1日以降		年	月	日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

1 事業所での省エネの取組

東京都は、施設管理者として管理部門及び共用部門の省エネ対策を率先して行い、テナント事業者に対しては、温暖化推進会議等により対策を連携し省エネ対策を実施することを基本方針とする。

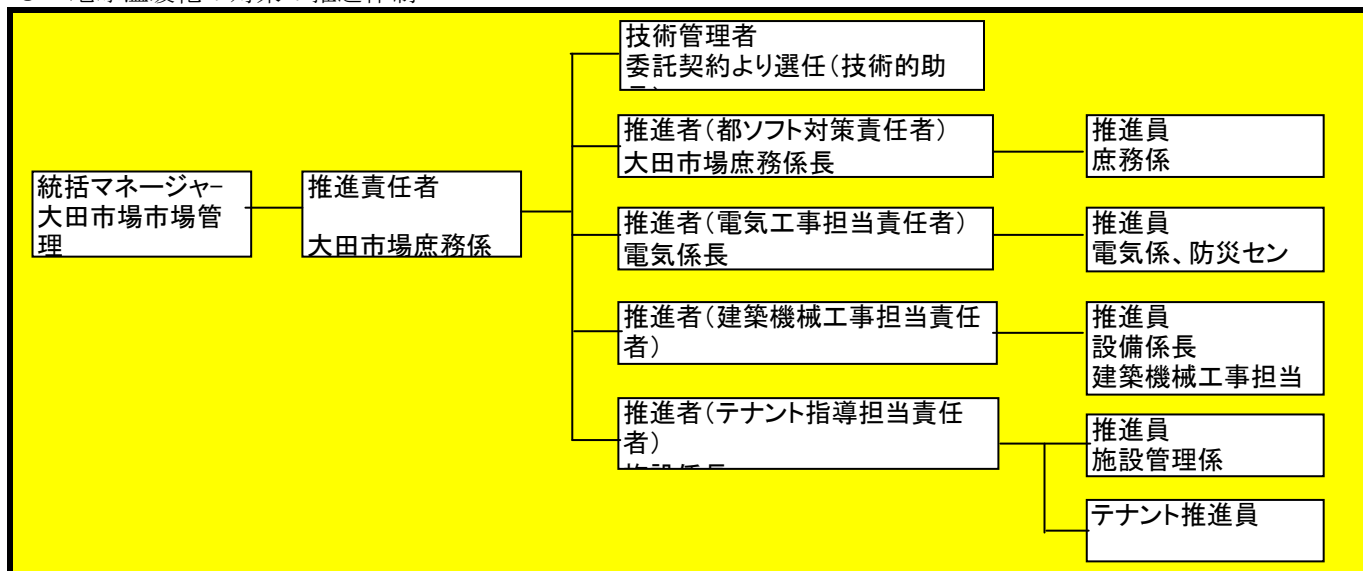
2 省エネ対策工事の推進

設備の更新、建築物の建設計画と合わせて省エネ工事を推進する。具体的には、照明設備の更新時に省エネ器具を採用する。また、荷捌場等の建設計画にあわせて太陽光発電設備を設置する。

3 水資源の有効利用

雨水をトイレ洗浄等に利用するため中水設備を設置し水資源の有効利用を図る。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2010 年度から	2014 年度まで				
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	平成22年度からの新5ヵ年計画では、省エネに対する取り組みをさらに強化して12%の温室効果ガス削減を目標としている。 主な具体的対策としては ①テナントとの省エネ協力の更なる推進 ②照明設備の全面的な省エネ器具への更新 ③太陽光発電の導入 等を重点項目として推進する。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	該当するガスは水道の使用量及び下水への排水に伴うCO2である。 節水啓蒙活動、エネルギー対策会を通じ節水指導、協力を依頼することで1%以上の削減をめざす。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	11,512	t（二酸化炭素換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 分	I - 1	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	52,960	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	8.0%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間	2015 年度から 2019 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	平成22年度計画を完了するとともに ①テナントとの省エネ協力の更なる推進 ②グリーン電力の継続的購入 等を重点項目として推進する。
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水削減啓蒙活動を継続することで1%以上の削減をめざす。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		10,931	10,925			
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メ タ ン (CH ₄)					
	一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)					
	ハイトロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上 水 ・ 下 水	52	49			
合 計		10,983	10,974			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延 べ 面 積 当 たり 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量	42.6	42.6			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度、 ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度		年度	変更理由	
変更年度		年度	変更理由	
変更年度		年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	11,512	11,512	11,512	11,512	11,512	57,560
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						52,960
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						4,600
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	10,925					10,925
	排出削減量 (F = A - E)	587					587

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

温室効果ガスの排出の主な要因は電力である。 大田市場では市場流通の効率化等で新たな施設を建設したため、電力負荷増加があった。その要因としては以下のとおりである。 ①平成20年12月に北側屋根付捌場が完成(床面積9,120㎡)の完成 ②平成21年5月に南側屋根付捌場が完成(床面積18,848㎡)の完成 ③ターレット式運搬車及びフォークリフトの電動化の進捗(ターレット198台、フォーク49台) 上記①②③等により電力負荷は増加した。
--

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
1	110100	11_推進体制の整備	定期的な啓蒙活動、省エネ教育実施	H22～	啓蒙推進のほかテナント事業者に対し計画作成の協力を求める
2	150100	15_受変電設備の管理	デマンド管理	H22～	デマンド管理の継続
3	150100	15_受変電設備の管理	不要変圧器の切り離し	H22～	20kV変圧器の夏場以外の1台運転
4	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の高効率器具への更新	H23～	2ヵ年計画で照明器具の高効率器具への更新
5	150200	15_照明設備の運用管理	照明の不要場所・不要時間の消灯運動	H22～	照明の不要場所・不要時間の消灯運動継続
6	150300	15_事務用機器等の管理	事務用機器不要時の電源遮断	H22～	継続して事務用機器不要時の電源遮断
7	170300	17_新エネルギー	太陽光発電設備の設置	H26	荷捌場建替時に屋根に太陽光発電設備を設置
8	490100	49_排出量取引	環境価値の購入	H22～	電力使用量の5%を継続して購入
9	120100	12_燃焼設備の管理	空気比、排ガス管理	H22～	空気比1.6→1.2まで段階的に管理
10	120100	12_燃焼設備の管理	停止時間帯の電源遮断。	H22～	
11	120100	12_燃焼設備の管理	予熱運転の見直し	H22～	
12	120500	12_熱搬送設備の運転管理	冷温水ポンプのインバーター化	H22～	
13	130300	13_換気設備の運転管理	換気回数の適正化	H22～	
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

大田市場では、地球温暖化防止計画制度(平成17年度～21年度)のもとで環境配慮の積極的取り組みを進めてきた。前年度までの取り組みは、以下のとおりである。

1. 省エネ推進会議による省エネ推進

当市場は、施設管理者(都)とテナントから構成されるが、エネルギーの使用割合はテナントが8割を占めている。そこで都とテナントで省エネ推進会議を立ち上げ省エネを推進してきた。卸売場の不要時間帯の照明消灯、冷暖房温度の適正化等を実施した。

2. 照明器具の省エネ型への更新

当場は平成元年に開場し、照明器具等の更新時期となっていた。これにあわせ平成17年度より予算を確保し、照明器具を省エネ型に更新しててきた。平成22年度以降はさらに更新を加速し、24年度までに照明器具をほぼ省エネ化する予定である。

3. グリーン電力の購入

再生可能エネルギー普及に資するため当场では、電力使用量の5%分のグリーン証書を購入している。19年度グリーン1054千kWh分、20年度1478千kWh、21年度1423千kWh分、22年度1423千kWh分の購入をした。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	対象外
------	-----

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	①入場許可証の交付時に低公害・低燃費車の利用を働きかける。 ②効率的な物流を確保するために必要な荷捌設備、パレット、コンテナ集積所を確保・整備する。 ③エコドライブの推進を求めるポスターを掲示。 ④通勤者および来訪者の自動車使用を控えてもらうように呼びかけを実施。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
☐ 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 ☒ 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	施設利用者等が貨物等を搬入する際に、低公害・低燃費車の使用を働きかける。また、入場許可証の交付時に低公害・低燃費車の利用を働きかける。	○				
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に掲示	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制	効率的な物流を確保するために必要な荷捌設備を整備を実施。また、パレット、コンテナ集積所を確保。	○				
エコドライブの推進	エコドライブの推進を求めるポスターを掲示。	○				
体制の整備	施設利用者と協議会を設置し、エコドライブの推進の実施を働きかける。	○				
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤者および来訪者の自動車使用を控えてもらうように呼びかけを実施。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		k g / t ・ k m				